

R8 町道南通り線側溝改修工事
特 記 仕 様 書

令 和 8 年 4 月

市川三郷町 建設課 公共土木係

1. 適用範囲

この特記仕様書は、町が発注する「R8 町道南通り線側溝改修工事」に適用する。

本工事の施工にあたり、市川三郷町建設工事約款に定める仕様書として、山梨県県土整備部土木工事共通仕様書を適用し、これに基づいて実施することとする。

2. 事前協議

着工前に監督員、所轄警察署、所轄消防署、可燃・不燃ごみ収集業者、及び必要に応じて他工事の請負者と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打合せを行うものとする。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合、及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

3. 工期

工期は準備工，後片付けおよび雨天を考慮し契約日の翌日から令和8年11月30日までとする。

なお、休日には日曜日，祝日，年末年始，作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

4. 工事施工時期および施工時間

本工事の作業時間帯は下記によるものとするが、所轄警察署と十分な協議を行い施工計画書にて明記すること。

原則的には、

- ・作業開始時間 午前8時30分
- ・作業終了時間 午後5時30分

なお、作業開始、終了時間には当日の準備、後片付け、清掃作業を含んでおり、作業終了後は工事区間およびその周辺において速やかに交通の開放を行うこと。不測の事態により作業終了時間に遅れがでる場合は事前に監督員に連絡すること。

また、上記の作業時間については、地区自治会及び住民とも十分な説明及び協議を行うこと。

市川中学校・市川小学校の通学路でもあることから、特に夕方の作業には安全に十分注意すること。

5. 工事施工

1) 床掘作業

施工区間には、上水道管及び下水道管の地下埋設物が確認されているが、詳細な位置を特定するために、事前に町生活環境課上水道係・下水道係に確認したうえで、埋設物の防護措置を講じ安全管理につとめること。

2) 排水位置の確認

各家庭からの排水管等の縦横断排水管については、必ず所有者に埋設位置、深さ等を確認し作業を進めること。工事施工に支障が生じる場合は請負者の負担により撤去、切り回し、原形復旧をおこなうこと。

また、想定しない箇所に排水口等があった場合、その土地の所有者及び住民に確認するとともに、その施工方法について監督員と協議すること。

3) 出入り口、進入路の施工の確認

請負者は住宅の出入り箇所を施工する際は、その住民に十分な説明を行うこと。

また、摺り付け等、現況と異なる場合は住民及び監督員とも十分協議する。

なお、必要に応じ、臨時駐車場を設ける場合は請負者の負担において確保し、監督員に通知すること。

4) 安全・訓練等の実施状況は、工事報告（工事日誌）に記録し、工事完成時に書類と共に報告する

6. 交通の確保と安全管理

工事区間内における道路・住宅等の出入り口については十分な足場を確保し、落下防止対策・夜間照明等を設置し安全管理に努めること。

また、日々の作業終了後の工事区間道路敷への重機等の駐車・資材の仮置きは原則として行わないこと。

交通制限については交通整理員を配置し、交通への支障を最小限にする努力を行い、安全に努めること。

なお、交通整理員については、63人計上しているが、施工区分における配置員数や配置期間等については施工前に監督員と協議する。

7. 建設廃棄物の適正処理

本工事により発生するCO塊、AS塊は廃棄物処理法に基づき該当廃棄物の処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分すること。

なお、運搬に先立ち受入条件等を確認し、建設副産物処理状況表（証明書）、マニフェストD表の写しを完成書類に添付すること。

8. 発生土処理

本工事における建設発生土は建設副産物処理基準 [4] 設計・積算・施工の3. 建設発生土の指定処理 A(2)によるものとする。

搬出先 搬出場所：西八代郡市川三郷町上野 3090-1 運搬距離：2.9km

9. 舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示するものとする。

現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

10. 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は「建設リサイクルデータ統合システム-CREDAS」により作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部（紙）を施工計画書に添付し監督員に提出するものとする。

工事完成後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部（紙）を完成書類に添付し、また、電子データをCD-R等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※この特記事項は『土木工事共通仕様書第1編共通偏第1章総則1-1-20 建設副産物第4項及び第6項』、『建設副産物処理基準[5]再生資源利用促進（計画・実施）書の提出』、および『再生資源利用基準[7]再生資源利用（計画・実施）書の提出』に代わるものとする。

11. 週休2日適用工事について

本工事は、週休2日適用工事として、月単位の週休2日により取り組むことを標準とし、さらに、質の向上を図る完全週休2日（土日）に取り組むこともできる。

週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。